



地域でのダンスセラピー活動に



協会認定ダンスセラピストを派遣するための 助成金をご利用ください！！

平成 30 年 10 月 1 日

日本ダンス・セラピー協会会長 大沼 幸子

地域DMT推進委員会委員長 渡辺明日香

日本ダンス・セラピー協会では、平成 11 年 4 月より、ダンスセラピストの資格認定制度を開始し、現在 31 名のダンスセラピストを登録しています。

しかし、限られた都市部にダンスセラピストの活動が集中しがちな現状であり、この状況を打破して、全国にお住いの多くの人々に良質なダンスセラピーを身近な場で体験してもらえるようにすることが今後の課題です。

そこで、希望する地域に協会認定ダンスセラピストを講師として派遣するための助成金を平成 24 年度から創設したところ、これまで計 9 件に対して総額 39 万 4,000 円の助成を行いました（詳細は委員会から地域 DMT 推進委員会ページへ）。なお、これまで採択した助成金事業の報告はすべて実施後の JADTA ニュースに掲載しております。

協会では、ダンスセラピーを地域に根づかせ、そのすばらしさを多くの人々に伝える活動を支援するため、平成 30 年度（7 月 1 日～翌年 6 月 30 日）も助成金制度を継続することに決定しました（平成 30 年 9 月 1 日（土）第 27 回大会総会で決定）。

平成 30 年度の助成金予算総額は昨年に引き続き 15 万円です。会員からの申請には一件 5 万円（協会認定ダンスセラピスト自身も応募できます）、非会員からの申請では一件 3 万円を助成します。ただし、応募できるのは個人のみで団体からの申請は受け付けません。ご希望の方は、以下の申請要領にしたがって奮ってご応募ください。

< 助成金申請要領 >

- 1. 助成金の名称:** 協会認定ダンスセラピスト地域派遣事業助成金
- 2. 助成の対象となる活動:** 国内のダンスセラピストのいない地域（または少ない地域）での、**ダンスセラピー、及び、ダンスセラピー講習会**を実施する活動。**協会会員、認定ダンスセラピスト自身のほか、非協会会員が企画する活動も対象とします。**同一の企画責任者は、同じ年度内に1度のみ助成を受けることができます（氏名が異なっても、同一の組織に属する場合は、同一の企画責任者と見做します）。
- 3. 応募期間:** 平成 30 年 10 月 15 日(月)～平成 31 年 5 月 31 日(金)まで(申請書必着)
ただし、応募締め切りを**1次:平成 30 年 12 月末、2次:平成 31 年 2 月末、3次:5月末の3段階**とし、各締め切り日までの応募ごとにまとめて審査します。予算がなくなり次第終了します。
- 4. 活動の実施期間:** 平成 31 年 2 月 1 日(木)～平成 31 年度学術研究大会理事会前日 10 月 10 日(木)まで
H31 年度の学術研究大会は千葉県山武市で 10/12～10/13(土・日)に実施予定です。理事会は 10/11(金)に開催します。
- 5. 助成金の申請方法:** 以下の事項を明記した**申請書類(下からひな型をダウンロード)**を地域DMT推進委員会に

送信して下さい(メールアドレス: chiiki@jadta.org 地域 DMT 推進委員会宛)。**申請書記載例は下からダウンロードできます。**

- (1) 企画責任者氏名(企画した活動にも参加する者)、所属、職種、連絡先住所、電話番号、Email アドレス、会員か非会員か、協会認定資格の有無(ダンスセラピスト、アソシエイト、リーダー)
- (2) 派遣を希望するダンスセラピストの氏名・住所・連絡先(電話、Email アドレス)
セラピストが居住する市町村以外への派遣に限って受け付けます。協会認定ダンスセラピスト自身が企画する場合も、原則的にこれに準じます。
- (3) 活動目的と内容、活動の場所・住所、期間、ダンスセラピストが指導する時間数(日数)、損害賠償責任保険などへの加入の有無(原則的に加入してください)。
- (4) 助成金の振込先: 銀行の振込み口座を記入のこと。郵便局の場合はゆうちょ銀行の口座に限る。
ゆうちょ銀行の支店名には必ずカタカナの読み仮名を()内につけること。
- (5) 企画する活動の収支内訳書

<注意事項>

* 収支内訳書に記載すべき事項:

以下につき収入と支出を同額にして記載してください。**計算間違いを点検後に提出を！！**

支出: セラピスト謝金関係費(謝金、交通費、宿泊費<必要な場合のみ>)・広告費(チラシ作成費など)・企画運営費(会議費・交通費・事務雑費・手数料など)・その他(会場費・保険加入費など)

収入: 参加費(1名分)×募集人数、助成金額(1件会員5万円、非会員3万円)、その他

* 派遣を希望するダンスセラピストとの交渉: 企画責任者が直接連絡を取れるダンスセラピストがいる場合は、**直接交渉**をお願いします。

* 協会登録中のダンスセラピストのリスト: JADTA ホームページ(HP)

<http://jadta.org/dancetherapy/certifiedtherapist/>

に、氏名・活動内容と居住地・派遣可能地域(最下段)が公表されています。直接交渉できるダンスセラピストがない場合は、このリストを参考にして派遣を希望するダンスセラピストを選び、DMT 推進委員会アドレスにメール(chiiki@jadta.org)で問合せしてください。委員会がご希望のダンスセラピストとの連絡を仲介します。仲介後は、企画責任者とダンスセラピストが直接、交渉して下さい。

* 助成金の申請書提出時には、当該企画への派遣について**ダンスセラピストの同意**を必ず得ている必要があります。助成金はダンスセラピストの謝金関係費等に充当して下さい。

* 企画責任者と派遣ダンスセラピストは事前に十分にコミュニケーションをはかって下さい。万が一、2者間にトラブルが発生した場合は、当事者間で責任を持って解決して下さい。当委員会は、これらのトラブルに一切関与しません。

* 企画責任者は万が一の事故に備え、損害賠償責任保険、スポーツ安全保険、イベント保険などから適切なものを選択して原則的に加入してください。

* ダンスセラピストは受け取った謝金関係費に対する日付入り領収書(捺印済みのもの)を企画責任者に手渡して下さい。協会認定ダンスセラピスト自身が企画者である場合は、ご自分で受け取った謝金関係費に対する領収書を作成してください。

6. 助成の決定: 応募期間締め切り後、地域DMT推進委員会で書類審査の上、決定します。審査に先立ち、場合によっては委員会から申請者にメールや電話で問い合わせをしますので、メールと電話番号記載は必須です。

7. 助成金の額: 1件につき会員5万円、非会員3万円を予定(今年度総額15万円)。

8. 助成金採択結果: 各締め切り日後2~3週間以内にメールにて企画責任者に通知します。

9. 助成金振込み: 協会事務局は、通知後できるだけ速やかに、助成金を企画責任者の指定口座に振込みます。

本事業の参加者募集用ポスターHP掲載、JADTA ニュースレターへの宣伝記事掲載は無料です。掲載を希望する助成金受給者は協会 HP 上部のお問い合わせ窓口から、サイト運営委員会または JADTA ニュースレター編集部にご相談ください。

10. 助成金受給者の報告義務:助成金を受給した企画責任者は活動終了後3か月以内に報告書・領収書画像を委員会にメールで提出し、さらに JADTA ニュースレターに活動報告を投稿しなければなりません。

報告書・領収書の詳細、活動報告のニュースレターへの投稿方法などは[下からダウンロード](#)してください。

地域 DMT 推進委員会:委員長:渡辺明日香 (北海道文教大学人間科学部教授、協会認定ダンスセラピスト、認定作業療法士)

委員:川岸 恵子 (関西医科大学総合医療センター精神科、協会認定ダンスセラピスト)

委員:稲川 麻子 (α.CASA 主宰、協会認定ダンスセラピスト)

委員:尾久 裕紀 (大妻女子大学人間関係学部教授、精神科医)

